

第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正について

I 改正の背景

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）のNGN（Next Generation Network）については、第一種指定電気通信設備制度の下、総務省がアンバンドル機能として収容局接続機能、中継局接続機能、IGS接続機能、イーサネット接続機能の4機能を第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）に規定し（平成20年7月）、接続事業者が当該機能を利用する場合に、一律に適用される接続料や接続条件についてNTT東日本・西日本が接続約款を定め、総務大臣の認可を受けている（同年11月）。

しかしながら、現行のNGNでは、NTT東日本・西日本以外の電気通信事業者によるNGNを利用した独自の品質保証型のOAB-J IP電話サービス等の提供が実現していないといった課題がある。

そのため、NTT東日本・西日本以外の電気通信事業者がNGNを利用した独自の品質保証型のOAB-J IP電話サービス等多様なサービスを提供する環境を確保するため、NGNの優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能をアンバンドルすることとし、以下の規定の整備を行う。

なお、NGNの優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能は音声だけでなく、データ系のサービス提供のためにも利用可能とする。

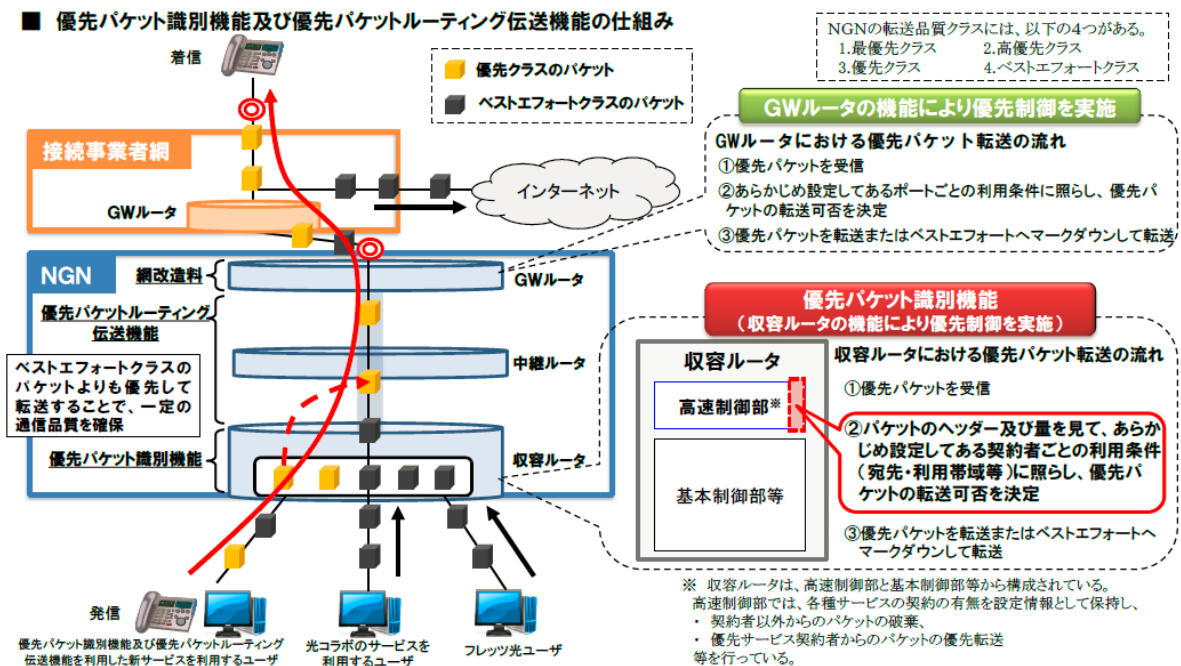
〈改正する省令〉

- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）

II 改正の概要

- 1 NGNにおける優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能をアンバンドル機能に新たに追加（第一種指定電気通信設備接続料規則第四条の表六の二の項）
- 2 NGNにおける優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能に係る接続料に関する規定を追加（第一種指定電気通信設備接続料規則第十七条、第十八条の二（新規）、第十八条の三（新規））
- 3 NGNにおける優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能の接続料の事後的な精算を規定（第一種指定電気通信設備接続料規則附則）

〈優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能の仕組み〉



III 施行日

公布の日から施行。